

第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定基本方針（案）

1. 趣旨

本市は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする「第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、総合計画に統合して策定し、将来の人口減少社会を見据えた各種事業を推進しているところである。

そのような中、国は、令和4年12月に、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に向けて、国の総合戦略を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和5年度～令和9年度）に変更し、令和5年4月にスタートさせた。

本市においても、国の総合戦略等を勘案し、引き続き将来の人口減少社会を見据え、人口増や人口流出抑制につながる各種事業の推進を図っていく必要があることから、「第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものである。

なお、総合戦略の策定にあたり、「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定基本方針」を定めるものとし、当該策定方針は、計画策定の検討を進める中で、必要に応じて見直すことができるものとする。

2. 総合戦略の名称

名称は、「第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とし、副題を「～デジタル田園都市国家構想の実現に向けて～」とする。

3. 第3期八潮市総合戦略策定の方向性

総合戦略と総合計画は密接に関連していることや、引き続き人口増や人口流出抑制につながる対応が求められることから、国及び県の総合戦略との整合を図りながら、第6次八潮市総合計画に包含して定めるものとする。これにより、効率的かつ効果的な計画とし、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていく。

4. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5. 基本目標

人口増や人口流出抑制につながる取組は切れ目なく推進していく必要があるため、現総合戦略で掲げている基本目標を踏まえつつ、国及び県の総合戦略の基本目標を勘案して定めることとする。

また、国の総合戦略では、デジタルの力を活用した地域の課題解決・魅力向上等が追加されたことも考慮し、策定することとする。

6. 施策及び事業

総合戦略と総合計画は密接に関連していることから、第3期総合戦略の施策は、総合計画に掲げられている施策とするとともに、第3期総合戦略において取り組む事業は、総合計画の実施計画に位置付ける事業とする。

なお、総合戦略に位置付ける施策及び事業については、特に人口増や人口流出抑制に資する効果的なものとする。

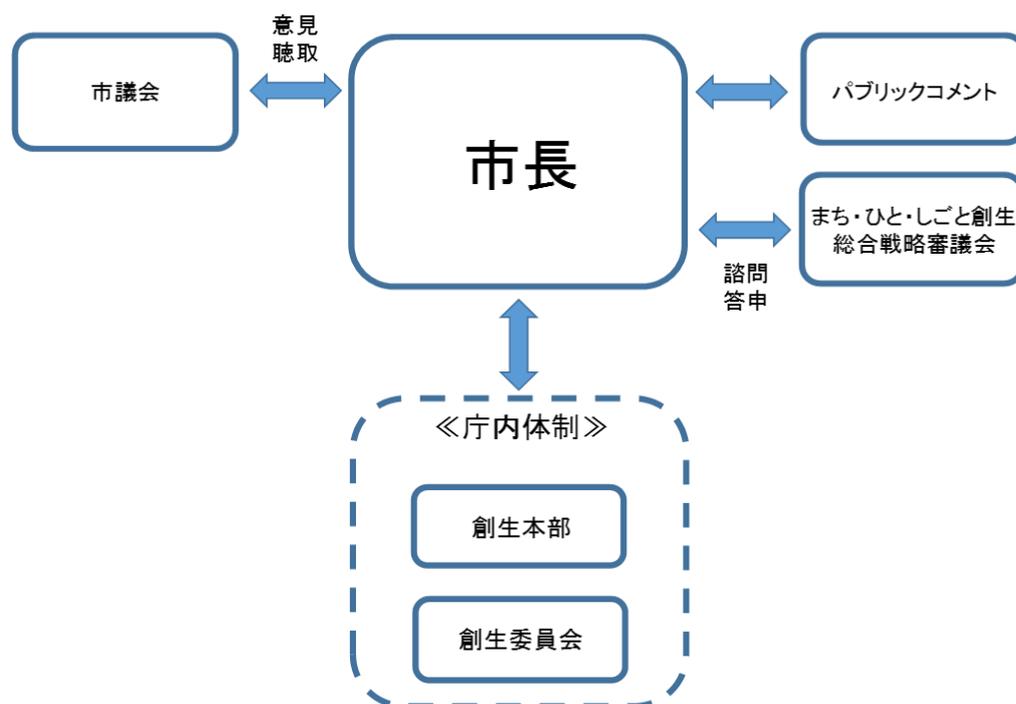
7. 数値目標及び重要業績評価指標（KPI）

基本目標に掲げる数値目標は、定量的な数値を定め、KPIは総合計画の実施計画において各事業で定めた指標とする。

8. 進行管理（効果検証）

「八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」及び「八潮市まち・ひと・しごと創生本部」において効果検証を行うものとする。

9. 策定体制



(1) 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則に基づき、有識者等を委員とし、第3期八潮市総合戦略について諮問し、答申を得る。

(2) 八潮市まち・ひと・しごと創生本部

副市長を委員長、教育長及び部長級職員を委員とし、総合戦略の策定について審議する。

(3) 八潮市まち・ひと・しごと創生委員会

企画財政部企画経営課を所管する副部長を委員長、副部長級職員を委員とし、総合戦略の原案作成等を行う。